

会 員 各 位

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関
社団法人 大阪府トラック協会
会 長 大 和 健 司

「事業用自動車総合安全プラン2009」および監査方針、 行政処分基準等改正に係る説明会の開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営ならびに適正化事業の推進につき格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、本年3月にまとめた「事業用自動車総合安全プラン2009」(別紙概要)を踏まえて、事故削減、事後チェック機能の強化および輸送の安全向上を図るため、本年10月1日から監査方針、処分基準等を改正しました。

つきましては、その内容についての理解を深めていただくため、下記のとおり「説明会」を開催いたしますので、何かとご多用のところを誠に恐縮ですが、多数のご参加賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成21年11月18日(水)午後2時～4時(予定)
2. 場 所 大阪市中央区城見1-3-7
「松下IMPホール」
TEL. (06) 6941-0941
3. 講 師 近畿運輸局担当官
4. 参加費 無 料
5. 申込方法 平成21年11月10日(火)までに別紙申込書によりFAXでお申し込みください。

※お問い合わせ先：適正化事業部 TEL. (06) 6965-4024

事業用自動車総合安全プラン2009の概要

Plan

事業用自動車の事故削減目標の設定

- ・ 10年間で死者数半減（平成20年513人を10年後に250人）
- ・ 10年間で人身事故件数半減（平成20年5万6千件を10年後に3万件）
- ・ 飲酒運転ゼロ

Do

目標達成のため当面講ずべき措置

安全体質の確立

- ・ 安全マネジメント評価を中小規模事業者にも拡大
- ・ メールマガジンの発信等による事故情報の共有
- ・ 運転者の労働環境の改善

等

コンプライアンスの徹底

- ・ 監査要員のさらなる増員
- ・ 行政処分の強化
- ・ 処分逃れの防止

等

飲酒運転の根絶

- ・ アルコールチェッカーの義務付け
- ・ アルコール・インターロックの普及

等

IT・新技術の活用

- ・ ASV技術の開発・普及
- ・ 衝突被害軽減ブレーキの義務化の検討
- ・ ドラレコ、デジタコの一層の普及促進

等

道路交通環境の改善

- ・ 交差点改良や歩道、中央帯の整備、信号器改良
- ・ 防護柵等の整備
- ・ 生活道路への通過交通を抑制する対策

等

PDCA
サイクル

Check

Act

フォローアップ会議を設置

毎年、関係者間で施策の進捗状況、
目標の達成状況等を確認



新たな施策を検討

社団法人大阪府トラック協会 適正化事業部行
「事業用自動車総合安全プラン 2009」等説明会 申込書 (11/18)

事業者名 _____ 支部名 _____

参加者氏名

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

FAX. (06) 6965-1902

会場付近略図

